

年企発 1227 第 1 号
令和元年 12 月 27 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の見積りを超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 211 号）の適用に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の見積りを超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 211 号。以下「リスク算定告示」という。）の適用に伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）（以下「承認認可通知」）を別添のとおり改正し、リスク算定告示の適用日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

ただし、令和 2 年 3 月 31 日以前に行われる確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項第 1 号の承認、同項第 2 号の認可、同法第 6 条第 1 項の承認、同法第 16 条第 1 項の認可、同法第 74 条第 1 項の承認、同法第 75 条第 1 項の承認、同法第 76 条第 1 項の認可、同法第 77 条第 1 項の認可、同法第 79 条第 1 項の承認若しくは認可、同条第 2 項の承認若しくは認可、同法第 80 条第 1 項の承認、同条第 2 項の認可、同法第 81 条第 1 項の認可、同条第 2 項の承認、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 1 項第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 3 項の認可、同法第 111 条第 2 項の承認、同法第 112 条第 1 項の認可の申請又は確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 51 条の規定による確定給付企業年金法第 100 条第 1 項の事業及び決算に関する報告書の提出については、本通知による改正前の承認認可通知によることができるものとするので留意されたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="241 284 965 312">確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について</p> <p data-bbox="96 379 898 408">1. 確定給付企業年金の実施事業所及び企業年金基金への指導等</p> <p data-bbox="125 427 1115 647">確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準を別紙 1 のとおり定めたので、これに基づいて規約の承認及び認可の事務が速やかに行われるよう、確定給付企業年金を実施する事業主（以下「実施事業主」という。）及び企業年金基金（以下「基金」という。）の関係者に対しても、十分な説明及び適正な指導等を期せられたい。</p> <p data-bbox="125 667 1115 935">なお、確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにすることを目的とする制度であることを踏まえ、その規約の承認又は基金の設立認可の申請を受理する際には、当基準に基づいて労使合意に至るまでの過程を確認することなどにより、規約の内容が労使間で十分に協議したものであることを的確に確認した上で、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。</p> <p data-bbox="125 954 1115 1318"><u>また、確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。）第 46 条の 2 第 1 項に規定するリスク対応掛金額等の計算に用いる規則第 43 条第 1 項に規定する財政悪化リスク相当額は、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の前測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成 28 年厚生労働省告示第 412 号。以下「リスク算定告示」という。）第 2 条に基づき算定されるものであるが、そのうちリスク算定告示第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づくものについて、別紙 1 の 2 の事項に留意されたい。</u></p> <p data-bbox="96 1390 264 1418">2～4 （略）</p>	<p data-bbox="1294 284 2018 312">確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について</p> <p data-bbox="1158 379 1960 408">1. 確定給付企業年金の実施事業所及び企業年金基金への指導等</p> <p data-bbox="1187 427 2177 647">確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準を別紙 1 のとおり定めたので、これに基づいて規約の承認及び認可の事務が速やかに行われるよう、確定給付企業年金を実施する事業主（以下「実施事業主」という。）及び企業年金基金（以下「基金」という。）の関係者に対しても、十分な説明及び適正な指導等を期せられたい。</p> <p data-bbox="1187 667 2177 935">なお、確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにすることを目的とする制度であることを踏まえ、その規約の承認又は基金の設立認可の申請を受理する際には、当基準に基づいて労使合意に至るまでの過程を確認することなどにより、規約の内容が労使間で十分に協議したものであることを的確に確認した上で、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。</p> <p data-bbox="1158 1390 1326 1418">2～4 （略）</p>

5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。

(1) 財産目録等の承認申請

規則第100条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式E2により作成されたものであること（1. 給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。

①～③ (略)

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(別紙1)

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準

規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<規約型> 1-1～2-10	(略)	(略)
<規約型・基金型 共通> 3-1～3-2 (略)	(略)	(略)
3-3 掛金の拠出 に関する事項	(1) 規約に定める掛金 ・年1回以上、定期的に拠出 することとなっているこ	(略)

5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。

(1) 財産目録等の承認申請

確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第100条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式E2により作成されたものであること（1. 給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。

①～③ (略)

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(別紙1)

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準

規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<規約型> 1-1～2-10	(略)	(略)
<規約型・基金型 共通> 3-1～3-2 (略)	(略)	(略)
3-3 掛金の拠出 に関する事項	(1) 規約に定める掛金 ・年1回以上、定期的に拠出 することとなっているこ	(略)

	<p>と。(法第55条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の者につき、不当に差別的なものでないこと。 (法第55条第4項第1号) ・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。(法第57条) 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第57条の基準に照らして適正に掛金が計算されていること。具体的には、年金数理人が確認(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては、当分の間は、受託機関の記名)した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書が添付されていること。 (主な確認事項) <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金は、規則第46条第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その償却期間が3年以上20年以内(今回の財政計算において予定利率を引き下げるときは、予定利率引下げによる過去勤務債務の額については3年以上30年以内)、同条第3号の場合、その償却割合が15%以上5 		<p>と。(法第55条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の者につき、不当に差別的なものでないこと。 (法第55条第4項第1号) ・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。(法第57条) 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第57条の基準に照らして適正に掛金が計算されていること。具体的には、年金数理人が確認(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては、当分の間は、受託機関の記名)した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書が添付されていること。 (主な確認事項) <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金は、規則第46条第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その償却期間が3年以上20年以内(今回の財政計算において予定利率を引き下げるときは、予定利率引下げによる過去勤務債務の額については3年以上30年以内)、同条第3号の場合、その償却割合が15%以上5
--	--	--	--	--	--

<p>3-4~3-12 (略)</p>	<p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>0%以内となっていること。</p> <p>・<u>リスク対応掛金を拠出する又は拠出している場合であって、財政悪化リスク相当額を特別算定方法により算定しているときは、年金数理人が特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適當である旨の所見を付していないこと。</u></p> <p>・リスク対応掛金は、規則第46条の2第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その拠出期間が5年以上20年以内、同項第3号の場合、その拠出割合が15%以上50%以内となっていること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3-4~3-12 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>0%以内となっていること。</p> <p>(新設)</p> <p>・リスク対応掛金は、規則第46条の2第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その拠出期間が5年以上20年以内、同項第3号の場合、その拠出割合が15%以上50%以内となっていること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---------------------	---------------------------------	--	---------------------	--	--

(別紙1の2)

特別算定方法に係る留意事項

(1) リスク算定告示第2条第2項又は第3項の規定に基づく特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、リスク算定告示第3条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の承認（以下「特別算定方法の承認」という。）を受ける必要があること。

ただし、リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金の事業主等がリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、特別算定方法の承認は不要であるが、その算定方法（以下「承認不要な特別算定方法」という。）も特別算定方法であることからリスク算定告示第3条第4項の要件を満たす必要があること。

(2) 特別算定方法の承認の審査に当たっては、リスク算定告示第3条第4項各号の要件について、次に掲げる事項を満たすものであるか確認する必要があること。

① 通常予測給付額の現価に相当する額（リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付現価相当額）から掛金の額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額を算定するものであること。（リスク算定告示第3条第4項第1号要件）

・ 当該最大額の算定方法について、合理性を示す根拠が付されていること。

② リスク算定告示第1条第15号に規定する価格変動リスクを考慮するものであり、リスク算定告示第1条第16号に規定する負債変動リスクについて、以下の条件を満たすものであること。（リスク算定告示第3条第4項第2号要件）

・ リスク分担型企業年金にあつては、少なくとも予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険（以下「予定利率低下リスク」という。）が考慮されていること。なお、当該危険をリスク算定告示第2条第1項第2号ロに定める方法により算定することは妨げられないこと。

・ 予定利率低下リスクを考慮する場合における予定利率の低下幅は1%（下

(新設)

限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅)を基本とし、それ以外を用いる場合には合理的な理由が付されていること。

③ 信頼できるデータ、情報及び手法として以下の条件を満たすものであること。(リスク算定告示第3条第4項第3号要件)

- ・ 単年度データなどの短期的な情報に基づくものではなく、原則20年程度以上の十分な期間にわたる数値を用いることを基本とし、それよりも短い期間のデータを用いる場合には合理的な理由が付されていること。
- ・ 過去の実績データの利用を原則とし、実績データ以外の情報を用いる場合には合理的な理由及び当該データの信頼性を確認できる根拠が示されていること。

(3) 承認不要な特別算定方法としてリスク算定告示第3条第1項第1号イに掲げる算定方法は、価格変動リスクを計算基準日時点の積立金の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合に基づき算定する方法であり、この算定方法に用いる政策的資産構成割合は、基本的には財政悪化リスク相当額を算定する時点で有効な政策的資産構成割合とすること。

ただし、例えば、政策的資産構成割合の見直しを予定している場合にあっては、確定給付企業年金の事情を踏まえ、見直し後の政策的資産構成割合を用いることも可能であること。

なお、政策的資産構成割合のその他の資産が2割以上である場合には、リスク算定告示第2条第2項の規定に基づく特別算定方法として、特別算定方法の承認が必要であること。

(4) 承認不要な特別算定方法としてリスク算定告示第3条第1項第1号ロに掲げる算定方法は、運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合にその積立金の増減を勘案して財政悪化リスク相当額を算定するものであること。

ここで、同号ロに掲げる算定方法には、積立金の増減を見込まずにリスク算定告示第2条第1項第1号又は第3条第1項第1号イの規定に基づき算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定する方法を含むこととし、運用環境の変化により資産

の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合とは、以下の場合とする。

- ① 法第 74 条の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合
- ② 法第 75 条の規定により規約型企業年金を分割する場合
- ③ 法第 76 条の規定により企業年金基金を他の企業年金基金と合併する場合
- ④ 法第 77 条の規定により企業年金基金を分割する場合
- ⑤ 法第 78 条の規定により事業主等が実施事業所を増加又は減少させる場合
- ⑥ 法第 79 条の規定により実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転を行う場合又は他の確定給付企業年金から承継する場合
- ⑦ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前法」という。）第 110 条の 2 の規定により存続厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務を確定給付企業年金が承継する場合
- ⑧ 法第 80 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定により規約型企業年金又は企業年金基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金又は企業年金基金が実施する事業主が設立した企業年金基金又は規約型企業年金に移転する場合
- ⑨ 法第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項の規定により規約型企業年金が実施する事業主又は企業年金基金の実施事業所の事業主が設立した企業年金基金が規約型企業年金又は企業年金基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合
- ⑩ 法第 81 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は改正前法第 115 条の 2 第 1 項若しくは同法第 115 条の 3 第 3 項の規定により脱退一時金相当額を他の確定給付企業年金へ移換する場合若しくは他の確定給付企業年金から移換を受ける場合又は存続厚生年金基金へ移換する場合若しくは存続厚生年金基金から移換を受ける場合

⑪ 法第 82 条の 2 第 1 項の規定により積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換する場合

⑫ 法第 82 条の 3 の規定により脱退一時金相当額を企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会へ移換する場合

⑬ 法第 82 条の 4 の規定により積立金の一部を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移換する場合

⑭ 法第 82 条の 5 の規定により企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会から個人別管理資産の移換を受ける場合又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し若しくは移換を受ける場合

⑮ 法第 91 条の 19 第 2 項又は平成 25 年改正法附則第 46 条第 2 項の規定による中途脱退者に係る脱退一時金相当額を企業年金連合会又は存続連合会へ移換する場合

⑯ 平成 25 年改正法附則第 35 条第 1 項の規定による存続厚生年金基金から残余財産の移換を受ける場合

なお、積立金の増減を勘案した後の積立金のその他の資産が積立金に占める割合が 2 割以上である場合には、リスク算定告示第 2 条第 2 項の規定に基づく特別算定方法として、特別算定方法の承認が必要であること。

(5) 承認不要な特別算定方法としてリスク算定告示第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる算定方法は、負債変動リスクを予定利率が 1 %（下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）低下した場合の数理債務（過去勤務債務がある場合は、数理債務から特別掛金収入現価を控除することができる）の増加額として算定し、価格変動リスクに当該増加額を加算するものであること。

(6) リスク算定告示第 4 条第 1 項の規定により現在使用している特別算定方法の内容を変更する場合には、厚生労働大臣の承認（以下「特別算定方法の変更承認」という。）が必要であること。

ただし、その変更された特別算定方法の内容がリスク算定告示第 3 条第 1 項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定するものである場合には、特別算定方法の変更承認は不要であること。

なお、特別算定方法（承認不要な特別算定方法を含む。以下同じ。）を使用し

ている場合であって、財政悪化リスク相当額の算定方法をリスク算定告示第2条第1項に規定する算定方法（以下「標準算定方法」という。）に変更するときには、あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類（承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書）において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載している場合を除き、リスク算定告示第5条の規定に基づき特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること。

(7) リスク算定告示第6条の規定により、年金数理人から現在使用している特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不相当である旨の所見を付された場合には、当該所見の内容に応じて速やかに、事業主等は、特別算定方法の内容が適当となるよう変更する又は特別算定方法の使用を中止すること。

例えば、年金数理人が次回の財政再計算までに特別算定方法の内容を変更する必要がある旨の所見を付したのであれば、事業主等は、当該財政再計算までに特別算定方法の内容が適当となるよう変更する又は特別算定方法の使用を中止する必要があること。

(別紙2)～(別紙7) (略)

様式A1～C3-イ (略)

様式C3-ウ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)

1・2. (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金 (標準算定方法)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金 (標準算定方法)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要及び財政悪化リスク相当額算定表 (特別算定方法)

(1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要

(別紙2)～(別紙7) (略)

様式A1～C3-イ (略)

様式C3-ウ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)

1・2. (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金 (特別算定方法以外)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金 (特別算定方法以外)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (特別算定方法)

(自由様式)

(自由様式)

(2) 財政悪化リスク相当額算定表

(自由様式)

- (注) 1. (1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要は、特別算定方法の承認申請時の「財政悪化リスク相当額の算定方法の概要」を添付することでも差し支えないこと。なお、リスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこと。
2. (2) 財政悪化リスク相当額算定表は、財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。
3. リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認の申請を併行して行っている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その旨を明らかにすること。

様式 C3-エ～C4-イ (略)

様式 C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1・2. (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金 (標準算定方法)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金 (標準算定方法)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要及び財政悪化リスク相当額算定表 (特別算定方法)

(1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要

(自由様式)

様式 C3-エ～C4-イ (略)

様式 C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1・2. (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金 (特別算定方法以外)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (リスク分担型企業年金 (特別算定方法以外)) (略)

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (特別算定方法)

(自由様式)

(2) 財政悪化リスク相当額算定表

(自由様式)

(注) 1. (1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要は、特別算定方法の承認申請時の「財政悪化リスク相当額の算定方法の概要」を添付することでも差し支えないこと。なお、リスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこと。

2. (2) 財政悪化リスク相当額算定表は、財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。

3. リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認若しくはリスク算定告示第4条第1項の特別算定方法の変更承認の申請を併行して行っている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その旨を明らかにすること。

様式 C4-ウ' ~F3 (略)

様式 C4-ウ' ~F3 (略)